別表六の二(十一)
「27」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	(　　)

各連結法人における計算	個別所得金額(個別所得金額がない場合は0)	1		円
	調整前連結税額の個別帰属額 (23)×(1)/(20)	2		
当期分	取得価額の合計額(別表六の二(十一)付表「9」の合計)	3		
	税額控除限度額 (3)×7/100	4		
法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (24)×(1)/(21)	5		
	個別帰属額基準額 (2)×20/100	6		
	法人税額基準額((5)と(6)のうち少ない金額)	7		
	当期税額控除可能額((4)と(7)のうち少ない金額)	8		
	調整前連結税額超過構成額 (26)×(8)/(25)	9		
	当期税額控除額 (8)−(9)	10		
前期繰越分	繰越税額控除限度超過額(38の計)	11		
法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (29)×(1)/(22)	12		
	個別帰属額基準額 (2)×20/100	13		
	個別帰属額基準額の残額((13)又は((13)−(8)))−(別表六の二(十九)「8」)−(別表六の二(二十)「9」)	14		
	法人税額基準額((12)と(14)のうち少ない金額)	15		
	当期繰越税額控除可能額((11)と(15)のうち少ない金額)	16		
	調整前連結税額超過構成額 (33)×(39の①)/(30)+(34)×(39の②)/(31)	17		
	当期繰越税額控除額 (16)−(17)	18		
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10)+(18)		19		

各	連結所得の金額(別表四の二「55の①」)	20	円
	特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額(取得適用連結法人の(1)の合計)	21	
法人の合計 当期分	(23)×20/100		
	当期税額控除可能額の合計額(各連結法人の(8)の合計)	25	
	調整前連結税額超過構成額(別表六の二(三)「7の⑦」)	26	
	当期税額控除額の合計額 (25)−(26)	27	
前期	総調整前連結税額基準額 (23)×20/100	28	
	総調整前連結税額基準額の残額((28)又は((28)−(25)))−(別表六の二(十九)「25」)−(別表六の二(二十)「26」)	29	
繰越税額	連結事業年度 ・・ ・・(各連結法人の(39の①)の合計)	30	
前期繰越分	前過構成税額 ・・ ・・(別表六の二(三)付表「2の⑤」)	34	
	合計	35	
	当期繰越税額控除額の合計額 (32)−(35)	36	
	法人税額の特別控除額の合計額 (27)+(36)	37	

各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額 38	当期控除可能額 39	翌期繰越額 (38)−(39) 40
	・・ ・・ ①	円	円	
	・・ ・・ ②			外 円
	計		(16)	
	当期分	(4)	(8)	外
	合計			

「27」欄

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の11第２項」
② 「区分番号」欄：「10042」
③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

「36」欄

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の11第３項」
② 「区分番号」欄：「10043」
③ 「適用額」欄：「36」欄の金額

別表六の二(十一) 令二・四・一以後終了連結事業年度分